



- 度に引き続き、職員の懲戒処分事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態である。これまで以上に職員が公私にわたって高い規範意識を持つよう全庁を挙げて徹底した意識改革に取り組む必要がある。
- 職員による不適切な事務処理の事案も発生しており、これらを未然に防ぐ方策が各職場で適切に採られるよう絶えず事務の点検が必要。
- (2) 女性職員の登用複雑かつ多様な行政需要に的確に対応するため、あらゆる施策に女性の視点を取り入れていくことが重要であり、女性職員の登用拡大に向け、更に積極的に取り組んでいく必要がある。
- 女性職員の登用を推進するには、家庭生活と仕事の両立を支援することが重要であり、男女を問わず職務に精励することのできる勤務環境を整備することが必要。
- 女性職員が継続して仕事のキャリアアップ積んでいくためには、家庭における男女の役割分担に関する職員の意識を変えていくことと、女性職員のキャリアアップのための多様な事例を示すこと等も重要な事。
- (3) 勤務環境の整備時間外勤務の縮減については、トップによるマネジメントの下で、業務のスリム化や効率的な業務の推進を図ることが必要。また、本市が職員に対して負っている安全配慮義務を果たすため、特定の職員に業務量が偏ることのないよう配慮するとともに、業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等が必要。
- 次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長に伴い本年度中に策定する必要がある「仕事を子育て両立支援プラン」等については、子育て中の職員が家庭生活と仕事双方において充実感を得られるようしていくという視点が重要。
- 「京都都市職員メンタルヘルスケア指針」等に掲げる取組を引き続き行うことにより、職

<p>(4) その他</p> <p>任用根拠や勤務形態の異なる職員を含めた全ての職員がより意欲を持って働くことができるよう、引き続き、適切な制度運用を図る必要がある。</p>
<p>二〇一四京交独自要求事項</p> <p>(1) 1 賃金改善</p> <p>京都市交通局に働くすべての職員の実質生活を維持・改善する賃金引き上げを行うこと。</p>
<p>(2) 公営企業職員・技能労務職員の賃金水準・賃金制度の改悪を行わないこと。</p>
<p>(3) 企業職給料表第5の給与構造を改善し、賃金水準を引き上げること。</p>
<p>(4) 人事評価制度の運用については、公正・公平性、透明性とし十分な労使協議を行うこと。また、賃金・労働条件などの処遇への活用はしないこと。</p>
<p>(1) 2 格差是正</p> <p>企業職給料表第5適用職員の諸制度を企業職給料表第1適用職員並みに改善すること。</p>
<p>(2) 若年嘱託職員の待遇改善を図ること。</p>
<p>(3) 休暇取得に係る局内運用の改善を図ること。</p>
<p>(4) 仕事と家庭の両立支援のための施策を実施すること。</p>
<p>(1) 3 昇格制度</p> <p>企業職給料表第5適用職員から、企業職給料表第1適用</p>

(1) 7 職場環境	(1) 7 老朽化が進んでいる施設においては、建替えも含め早急に対応措置を講じること。	(2) 女性・男性職員が安心して	(2) 企業職給料表第5適用職員の昇格制度を改善すること。
(2) 6 勤務制度関連	(1) 6 徹底した勤務時間管理体制と実効ある超勤規制を確立させるとともに、年間総労働時間の縮減のための行施策を講じること。	(1) 6 徹底した勤務時間管理体制と実効ある超勤規制を確立させるとともに、年間総労働時間の縮減のための行施策を講じること。	(1) 5 通勤手当に係る費用の全額を支給すること。また、早朝・深夜勤務に従事する職員で、公共交通機関を使って通勤できない者に対しては、何らかの措置を速やかに講じること。
(3) 休暇制度の新設・改善および自己啓発、自己実現や社会貢献を促進するための休業制度の新設すること。	(3) 休暇制度の新設・改善および自己啓発、自己実現や社会貢献を促進するための休業制度の新設すること。	(2) 通勤用具使用料の増額を図ること。	(2) 定期昇給制度(六〇歳まで)を構築すること。
(4) 業務上運転事故にかかる、局内処分の欠格条項を廃止すること。	(4) 年次有給休暇完全取得のため、人員配置の抜本的な見直しを行うこと。	(5) 勤労意欲を増進させる昇給制度(六〇歳まで)を構築すること。	(3) 2級への昇格基準を改善すること。
(5) 年次有給休暇完全取得のため、人員配置の抜本的な見直しを行うこと。	(6) 交通事業者特有の勤務形態を考慮し、高齢層職員の多様な勤務のあり方を構築すること。	(4) 3級への昇格基準並びに欠格条項を改善すること。	(4) 現業職から事務職への積極的な登用を行うこと。

(3) 働ける職場環境の改善及び整備を早急に実施すること。  
（4）あらゆる職場において受動喫煙対策を講じること。  
（5）労働災害防止の観点からも事業所安全衛生委員会の活動を充実させるとともにメンタルヘルスを未然に防ぐための対策を早急に講じること。

8 使用者責任のもと、福利厚生を充実させること。  
また、健康保険組合解散に伴う諸課題の解決に努めること。

9 組合員の更なる範囲拡大に努めること。

10 労使間で締結した労働条件等については、法の定めに従い何よりも優先させるとともに理不尽な支配介入については断固阻止すること。

四、むすび  
以上、二〇一四秋季年末闘争方針を提起しました。

この秋闘方針は九月十九日に行つた第八十七回定期大会以降に発生した項目に対する補強策として提案するものであります。京交独自要求事項については、大会での方針討議の内容を考慮し、執行委員会での議論を経て決定したものであります。今後は、この独自要求を団体交渉で当局側に提出し、要求実現に向け取り組みの強化を図ることとします。私たちのかけがえのない職場と愛する家族の生活を守るために、これから本格化する秋季年末闘争も組合員一丸となつて闘い抜いていきましょう。

## 第28回 電車部 定期大会



第54回 自動車部 定期大会

